15　第七項及び第八項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第七項及び第八項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第百四十四条中「と」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項」とする。

16　第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに前条」を「、第四十二条の九、」の下に「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、」を加え、「並びに前条」を「、第四十二条の十二の四並びに前条第七項及び第八項」に改め、「第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加え、「同じ。）の」を「同じ。）の百分の九十に」に改め、同項第五号中「第四十二条の六第二項又は第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額」を「、同条第八項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」に改め、同項第十一号中「前条第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十二条の十第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項に次の一号を加える。

十三　前条第七項又は同項及び同条第八項の規定　それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に改め、「第四十二条の九第二項」の下に「、第四十二条の十第三項」を加え、同条第三項中「第四十二条の六第四項」を「第四十二条の六第十一項」に改め、「第四十二条の九第三項」の下に「、第四十二条の十第四項」を加え、同条第四項中「第六十八条の十五の六第一項の」を「第六十八条の十五の七第一項の」に、「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改める。

第四十四条を削る。

第四十三条の二第二項中「前条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（耐震基準適合建物等の特別償却）

第四十三条の二　青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第七条又は附則第三条第一項の規定による報告を行つたもの（当該耐震改修対象建築物につき同法第八条第一項又は第十二条第二項（これらの規定を同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は指示を受けたものを除く。）が、平成二十六年四月一日から当該報告を行つた日以後五年を経過する日までの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第二条第二項に規定する耐震改修（当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分（以下この項において「耐震基準適合建物等」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該耐震基準適合建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該耐震基準適合建物等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人で、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域内において有する同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設（非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第五十六条の五第三項の規定による同法第二条第一項に規定する港湾管理者からの求めに対し同法第五十六条の五第三項の規定による報告（同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限る。）を行つたもの（当該特定技術基準対象施設につき同法第五十六条の二の二十一第一項の規定による勧告を受けたものを除く。）が、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に定める日から当該報告を行つた日以後三年を経過する日までの間に、当該特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該特定技術基準対象施設（港湾法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の部分（以下この項において「技術基準適合施設」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該技術基準適合施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該技術基準適合施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該技術基準適合施設の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　前条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。